

「(仮称) 宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」に関する  
パブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1)意見募集期間

平成20年2月8日(金)から平成20年3月7日(金)

(2)意見の応募者数(件数)

22名(33件)

(3)提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	電子メール	その他	合計
人数	7	7	8	0	22

2 意見の概要

(1)条例の趣旨に関するもの(2件)

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>世間では、喫煙による体への影響や非喫煙者からの意見等により喫煙できる場所が制限され、「たばこ」＝「悪いもの」とされるようになってしまったように感じられる。</p> <p>路上喫煙による被害を防止することが安全で安心できる生活なのか？</p> <p>何でも規制により締め付けると良くないと思う。締め付け過ぎるとどこかでとんでもない問題が発生するように思う。</p> <p>たばこを吸う人・吸わない人が安心して生活できるようにどうか努力して欲しい。</p> <p>喫煙所が少しでも残っていることを期待している。</p>	<p>本条例は、喫煙行為そのものを規制しようとするものではなく、本市として喫煙ルールを定め、明示するとともに喫煙される市民や本市へ来訪される方々に、これを守って頂くことにより路上喫煙による被害を防止し、喫煙マナーの向上を図ろうとするものです。</p> <p>このようなことから、路上喫煙禁止区域については、火傷などの被害が起こる可能性が高いと思われる、歩行者数の多い道路などに限定して設定する考えです。</p> <p>また、喫煙者に対してルールやマナーを守るメリハリある喫煙を促すため、禁止区域内に喫煙所を設ける予定です。</p> <p>他都市においても条例を施行しておりますが、効果が出ていると認識しております。</p>
2	<p>一時期、他の自治体で条例化し規制してきたことが、あまり意味をなさないことが判ってきたこの頃、宇都宮市において取り組もうとしていることに、疑問を感じる。</p> <p>最近では、喫煙者もマナーが良くなってきている反面、喫煙場所が減って、がまんすることが増えている。何でも条例で規制していくことが、良い結果につながるかは、言えないのではないかと？</p> <p>行政が規制をかけると、また、新たな問題がおき、また条文を加えることの繰り返しがおきると思う。それでは、本当のモラルの向上にはつながっていかないとわかってならない。</p> <p>喫煙を規制するのではなく、喫煙行為と共存していくほうが、被害防止につながるのだと思う。</p>	

(2)規制区域に関するもの（14件）

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>禁止区域がちょっと広すぎるのではないか。</p> <p>具体的には「駅周辺」と「二荒山&amp;ユニオン通り」の2地域とに切り分け、その間の大通りなどは切り離す。(人通りがそんなに多いとは思えないため。)</p>	<p>路上喫煙禁止区域の設定につきましては、通行量や区域のわかりやすさ、その他、中心市街地活性化等の市の施策などを踏まえるとともに、学識経験者や公募委員などからなる懇談会の意見を聴きながら検討いたしました。</p>
2	<p>路上喫煙の条例を出すのはいいが、しっかりと喫煙場所を設けてもらいたい。</p>	
3	<p>歩行時の路上喫煙に対し、喫煙禁止区域を定め制定することは問題ないと思うが、現時点の課題として駅周辺など殆ど灰皿が設置されていない状況のため、たばこのポイ捨てや歩きたばこなどが問題の一因となっているのではないか。</p> <p>条例をつくるのであれば、喫煙場所を明確にして灰皿の設置をお願いしたい。その対策を講じることが出来れば、たばこのポイ捨てや歩きたばこが減少し、たばこを吸う人達の意識・モラルも改善できると思う。</p>	
4	<p>現在は、JR新幹線も禁煙となり通勤途中でたばこを吸う場所が無く、駅前にも喫煙場所が無い状況である。</p> <p>市民の被害防止の点であることは、理解するし、喫煙禁止地区を設けることに反対するつもりはない。</p> <p>ただ、喫煙できる場所は、しっかり作っていただきたい。</p> <p>宇都宮へは、県外から通勤している方も大勢いると思う。体験上、駅を出てゴミ箱も灰皿も無いのは、宇都宮市しか思い当たらない。</p> <p>是非、喫煙する者へも平等に配慮をお願いしたい。</p>	<p>本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であることから、喫煙場所を設け、喫煙者に対し、ルール、マナーを守る、メリハリのある喫煙を促すことが条例の趣旨に合致するものと考えております。このようなことから、禁止区域内又はその隣接地に喫煙場所を設置する予定です。設置にあたっては、設置場所の検討を十分に行い、喫煙場所の標示や区域の明示をいたします。また、設置にあたっては喫煙マナーの向上や、歩行者等の安全・安心の確保といった条例の目的の妨げとならないように十分配慮してまいります。</p>
5	<p>必要に応じ、喫煙場所の設定をするとの記載があるが、禁止区域の表示のみで喫煙場所の表示がない。表参道スクエアやユニオン通りをよく利用するが、建物内は禁煙でも入り口には灰皿が置いてあって助かっている。また、灰皿がなくなってからのJR駅前の吸殻の投げ捨て状況もご存知のことと思う。規制するばかりではなく、しっかりと喫煙場所の確保していくことが、本当に実効ある条例と言えるのではないかと考える。予定であっても構わないので、喫煙場所の表示をしていただけるようお願いする。</p>	

No.	意見の内容	市の考え方
6	<p>路上喫煙の規制についてはある程度やむをえないと思うが、喫煙者を締め出す発想ではなく共存できる道を選択すべきだと考える。要所要所に喫煙できる場所をきちんと確保してもらえればよいと思う。</p>	
7	<p>禁止区域内にはきちんとした「喫煙場所」を作って欲しい。(喫煙スペースがないことから歩行喫煙をしてしまう喫煙者が多いと思われるため。)</p> <p>特に、JR 宇都宮駅の出入り口付近は全く灰皿が設置されておらず、出張等で駅を利用するにあたって新幹線も禁煙になり帰ってきてからも一服できずに困る。仙台や郡山等近隣の駅前にはきちんとした「喫煙場所」が設置されており、宇都宮駅周辺に比べ吸殻のポイ捨てが非常に少ない。「おもてなし」を市として掲げるのであれば、その玄関と言わなければならない宇都宮駅にはまず最も重要だと思う。</p>	
8	<p>禁止エリア内での喫煙所に関する記述が無いに等しいのはいかがなものか。</p> <p>これは市の方がちゃんと指定、設置、管理を行うのか。</p> <p>今日市内を見てきたがそれらしい施設は見なかった。</p>	<p>本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であることから、喫煙場所を設け、喫煙者に対し、ルール、マナーを守る、メリハリのある喫煙を促すことが条例の趣旨に合致するものと考えております。このようなことから、禁止区域内又はその隣接地に喫煙場所を設置する予定です。設置にあたっては、設置場所の検討を十分に行い、喫煙場所の標示や区域の明示をいたします。また、設置にあたっては喫煙マナーの向上や、歩行者等の安全・安心の確保といった条例の目的の妨げとならないように十分配慮してまいります。</p>
9	<p>喫煙者の事情も配慮し、かつ、協力を得るためには、喫煙場所(灰皿設置)を多数(100mに1か所程度)設置する必要があると考える。</p>	
10	<p>禁止区域内に喫煙場所の設置をするということに感謝する。については大通りはバス停附近のポイ捨てが多いため、停留所毎に喫煙場所を設置して欲しい。又オリオン通りやユニオン通り等はたばこ店の協力を得て出来るだけベンチ等を設置してゆっくり喫煙できるようお願いしたい。(買物にもつながると考える。)</p>	
11	<p>宇都宮線を利用して宇都宮西口に出ると、その周辺の吸い殻が多く散乱していることに驚く。路上喫煙によるマナーが守られていないのにはがっかりする。規制はきつくやってもらおうと共に喫煙禁止区域の中には必ず喫煙場所を設置してもらいたいと強く要望したい。</p>	

No.	意見の内容	市の考え方
12	<p>街の吸殻拾い活動にささやかながら参加しているが、現実に喫煙者のマナーの実態はきわめて悪いと言わざるを得ない。今般の「条例」は禁止区域を設け、違反すれば過料2,000円としているが、これだけでは真のマナー向上にはならないと考える。喫煙者の心理的必要性にも一定の理解を示す施策もマナー向上のために必要不可欠である。市民の市内歩行の動線を十分に考慮し「相応の場所」に「相応の喫煙場所」を設置していただきたい。喫煙者の利便性も配慮した施策がなければマナー向上どころか、宇都宮がかえってギスギスした街になってしまうことを恐れている。</p>	<p>本条例の趣旨は、喫煙行為そのものの規制ではなく、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制であることから、喫煙場所を設け、喫煙者に対し、ルール、マナーを守る、メリハリのある喫煙を促すことが条例の趣旨に合致するものと考えております。このようなことから、禁止区域内又はその隣接地に喫煙場所を設置する予定です。設置にあたっては、設置場所の検討を十分に行い、喫煙場所の標示や区域の明示をいたします。また、設置にあたっては喫煙マナーの向上や、歩行者等の安全・安心の確保といった条例の目的の妨げとならないように十分配慮してまいります。</p>
13	<p>吸える場所をちゃんと作るべきだ。</p>	
14	<p>罰則で路上喫煙者に過料2,000円を科す。このことより、まず禁止エリア内に喫煙場所を一定距離間に設置すること。</p>	

(3)規制や過料に関するもの（6件）

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>信号待ちをしているとき、自動車の中で吸った吸い殻を道路上に捨てている人を見受けることが多い。これらはマナーの問題だが、これらをなくすためにも監視の目を厳しくし、罰金を徴収することも必要と考える。</p>	<p>本条例により喫煙マナーの向上，歩行者等の安全の確保がなされるよう取り組んでまいります。</p> <p>また，吸い殻のポイ捨て放置に関しましては，現在制定作業中である「(仮称) みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」において対策を検討しております。</p>
2	<p>マナー教育の徹底を図ることが大事であり，罰金制度は最終的手段だと思う。</p>	<p>市内全域の道路等につきましては努力義務区域といたしますが，歩行者等が多く火傷の被害等の危険性が高い屋外の公共の場所を路上喫煙禁止区域として指定し，違反者に対し罰則（過料）を科すこととしています。罰則を科さなければ条例の実効性の確保が困難になると考えており，罰則を適用することにより，次のような効果が期待できると考えております。</p> <p>①禁止区域での喫煙等を抑止できる効果が期待できる。</p> <p>②違反者に条例の趣旨を理解してもらうことができ，再発防止の効果が期待できる。</p> <p>③新しいルールが定着し，路上喫煙に対する市民意識及び喫煙者のマナー意識のより一層の高揚を図ることができる。</p> <p>また，違反者に対する罰則（過料）の適用方法については，事前の指導に従わない場合に限って過料を科すという方法では，喫煙者の間で「指導されたら，やめれば過料は徴収されない」というような考え方が広がるおそれがあり，禁止区域での喫煙等を抑止することが非常に困難になってしまうことも考えられます。</p> <p>このようなことから，罰則を科すことによって期待できる効果を最大限生かすためには，違反者に対し即過料処分を行うことが望ましいと考えております。</p> <p>罰則の適用にあたりましては，本条例の趣旨や目的，路上喫煙禁止区域及び罰則の適用方法等について十分な周知を行ったうえで，実施したいと考えております。</p>
3	<p>路上喫煙禁止を守らせるため，違反者に対し罰金を科さねばならないとはなんとも寂しいのもである。罰金を条例に盛り込むことに関しては反対する。</p>	
4	<p>過料については，疑問である。</p>	
5	<p>路上喫煙の禁止については賛成である。その理由としては喫煙マナーの低下と環境美化の観点である。喫煙については一定のルールに基づき「定められた場所での喫煙」の推進を図っていくべきだと考える。</p> <p>ただし，今回の「歩行喫煙違反 2,000 円の過料」については断固反対する。都市部の寄り合い世帯の集合体とは違い，宇都宮市は近隣との連携・人情も健在の地域である。そのような状況を見無視して今回の条例を制定すれば，定められた範囲内なら何でも OK の風潮を助長し，結果的にモラルの欠如をもたらすのは明らかである。</p> <p>たばこ以外に「ガム・缶・紙くず・つば・たん・恥」のポイ捨てをしても過料を取るのか，整合性を持たせるためには，取るべきだと考える。「なぜ，たばこだけが悪いのか？」</p>	
6	<p>栃木県の代表都市として「おもてなしの心」一定期間のアピールが必要，他市民・県外者にも注意，イエローカードで良いのではないか。</p>	

(4)周知に関するもの（5件）

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>通勤しているものは、認知できるが、出張等で宇都宮を訪れる方もいると思う。</p> <p>そのような方への周知はどのように行うか、疑問である。</p> <p>今後、5年10年先に初めて宇都宮を訪れる方もいると思う。宇都宮市としては、永遠にはじめての方のために周知活動を行うのか。</p>	
2	<p>市民にきちんと説明しているのか？</p> <p>被害防止の為に活動するのは別に問題ないが、市民に詳しい説明もなく勝手に条例化しようとするのは迷惑である。</p> <p>自分は新聞など取っていないので、くちコミなどで知るしか無いが、少なくとも自分の知りうる範囲の人に聞いても誰一人この条例の事を知ってる人はいなかった。</p> <p>市民の理解を得ようと思うのなら各家庭に案内文でも送って頂きたいものである。</p>	<p>路上喫煙の規制については、これまで市政世論調査や数次にわたるアンケート調査の結果を踏まえ実施しようとするものです。その実施にあたっては十分に周知期間を確保するとともに、周知方法についてもパンフレット等の配布をはじめ、路面表示や看板の設置など、市民はもとより本市に来訪される方々にも十分認識されるよう対応してまいります。</p> <p>また、標示につきましては外国人の方々にもご理解いただけるよう、工夫してまいります。</p>
3	<p>禁止区域内の違反者に対する過料の徴収は止むを得ないと考えるが、実施に際しては、他市町村や県外、外国からの来訪者に対する周知をどう図るのか、民族の文字も違うので誰にも解るようお願いしたい。なお、過料を徴するにしても一定期間の指導期間があってもよいと考える。</p>	
4	<p>喫煙マナーの不心得者に対し、喫煙マナーや、ジュースの缶の投げ捨て防止も何かで周知する必要を強く感じる。</p>	<p>条例の施行にあたりましては、十分周知を図ってまいります。</p> <p>また、空き缶の投げ捨てに関しましては、現在制定作業中である「(仮称)みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」において対策を検討しております。</p>
5	<p>条例を制定する目的の趣旨については理解できるが「おもてなしの街宇都宮」としては、いきなり禁止区域を設けて違反者に対して罰則規定を設けるのではなく、然るべき猶予期間を設けて、その間に市民や市外からの外来者に対して、屋外の公共の場における喫煙マナーの向上を呼びかけるべきだと思う。</p> <p>また、規制区域や規制の対象となる行為や違反者に対する罰則の内容（本当は罰則を設けることに反対だが）、適正な数の喫煙場所の設置及び喫煙場所がどこにあるか広く周知を行い、市民および市外からの外来者に対しても愛される「おもてなしの街」づくりをお願いする。</p>	<p>罰則規定につきましては、条例を段階的に施行し過料徴収開始までに十分な期間を確保し、周知を行う予定です。</p> <p>また、規制区域、喫煙場所の位置等につきましても、それらの明示はもちろんのこと、様々な手法を用いて周知してまいります。</p>

(5)その他の意見（6件）

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>条例制定には反対である。</p> <p>歩きながらの喫煙は子供の目線にたばこがありとても危険で、非喫煙者の事は考えていないような気がして反対だが、一定区域での完全禁煙にも反対です。世の中ギスギスし過ぎていると思う。最近の犯罪もそんな世相を反映しているのではないか。</p> <p>喫煙者もマナーを守り、灰皿のあるスペースのみで喫煙し、喫煙者も非喫煙者も共存していくゆとりある社会を望む。</p>	<p>本条例は、喫煙行為そのものを規制しようとするものではなく、本市として喫煙ルールを定め、明示するとともに喫煙される市民や本市へ来訪される方々に、これを守って頂くことにより路上喫煙による被害を防止し、喫煙マナーの向上を図ろうとするものです。</p> <p>このようなことから、路上喫煙禁止区域については、火傷などの被害が起こる可能性が高いと思われる、歩行者数の多い道路などに限定して設定する考えです。</p> <p>また、喫煙者に対してルールやマナーを守るメリハリある喫煙を促すため、禁止区域内に喫煙所を設ける予定です。</p>
2	<p>反対である。ユニオン通りはJTから無料で灰皿を提供していただき、ポイ捨てをなくすようにつとめている。又、タバコ組合員が1ヶ月2回シンボルロードのタバコ、ごみ拾いを実施している。「火のついていないタバコを持っていると罰金2,000円」を実施するとタバコ店はどんどん営業が出来なくなってしまう。収入が減ってしまう。一人ひとりのマナーであるので罰金制にすると喫煙者から反発を買うと思う。禁酒法で厳しくすればするほど反発することになるのでおおらかにした方が良くと思う。一人ひとりのマナーにまかせるべきと思う。</p>	<p>路上喫煙禁止区域については、火傷などの被害が起こる可能性が高いと思われる、歩行者数の多い道路などに限定して設定する考えです。</p> <p>また、喫煙者に対してルールやマナーを守るメリハリある喫煙を促すため、禁止区域内に喫煙所を設ける予定です。</p>
3	<p>公の路上を禁煙にするのはどうか。誰もが平等に使用する道路であり、一部の人々に対する方法は反対である。</p>	
4	<p>喫煙所施設、監視員の予算や喫煙する市民感情を考えると条例化には反対である。</p>	<p>本条例は、ルールやマナーを守らない喫煙行為の規制を行うことにより、喫煙マナーの向上と、路上喫煙による被害を防止することを目的としており、喫煙行為そのものの規制が目的ではありません。ご理解、ご協力を得られるよう周知に努めてまいります。</p> <p>また、喫煙場所や監視員の人件費等、必要経費につきましては最小の経費で最大の効果が得られるよう努めてまいります。</p>

No.	意見の内容	市の考え方
5	<p>この条例については、非常に賛成である。</p> <p>最近、煙草を吸う人も以前よりは少なくなってきたと思うが、買い物等で繁華街に行くと、まだまだ、マナーを守らない喫煙者が見られ、条例の内容にもあるとおり、子どもや持ち物等が非常に危険だと感じる。</p> <p>煙草を吸う権利もあると思うが、ルールを守ってこそその権利だと思う。</p> <p>東京や大阪などの大都市では既に実施しているし、宇都宮市でも厳しく取り締まるべきだと思う。</p> <p>罰金は大賛成である。</p>	<p>本条例により喫煙マナーの向上、歩行者等の安全の確保がなされるよう取り組んでまいります。</p>
6	<p>歩行での路上喫煙は、安全面、吸いがらの散乱等の面で喫煙禁止区域を設けることに賛成である。</p>	